

小中一貫教育推進事業に係る公募要領

本公募は、平成28年度予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる可能性があることを予めご了承ください。

1. 趣旨

小中一貫教育については、これまで、義務教育9年間を見通した計画的・継続的な指導を通じた学力・学習意欲の向上や、いわゆる「中1ギャップ」への対応等の観点から、全国の約1割の小・中学校で実施され顕著な成果を上げてきた。こうした状況を踏まえ、国は関連の制度を整備し、本年4月1日より、「義務教育学校」や小中一貫型小学校・中学校の設置等が可能となる「学校教育法等の一部を改正する法律」及び関係政省令・告示が施行されることとなっている。

一方、小中一貫教育の効果的な取組を安定的・継続的に実施していく上では課題も存在しており、特に都道府県教育委員会による支援の充実や、設置者が希望する場合に小中一貫教育の取組を域内全域に段階的に広げていくノウハウ、小中一貫教育の実質を確保した効果的な取組に関する知見の移転・普及が求められている。

以上を踏まえ、都道府県教育委員会の積極的な指導・助言・援助を受けつつ、市町村教育委員会等の学校設置者が域内全域での小中一貫教育の導入に向けた先導的な取組を実施する先行事例や、政令指定都市が小中一貫教育を積極的に導入し、域内全体の公教育の質の向上につなげる先行事例を創出する。

2. 事業内容

本事業においては、都道府県教育委員会に本事業を委託する場合は、事業実施に必要な研究体制を、域内の学校設置者と連携しつつ都道府県教育委員会が主体的に構築し、以下の取組Ⅰ及び取組Ⅱをあわせて実施するものとする。また、政令指定都市教育委員会に本事業を委託する場合は、政令指定都市教育委員会は取組Ⅱを実施するものとする。

取組Ⅰ 都道府県教育委員会による小中一貫教育推進に関する取組

都道府県教育委員会は、域内の学校設置者が小中一貫教育の実施を希望した場合に、安定的かつ効果的な実施を可能とするために必要な取組を行う。具体的な実施内容については、各地域の実情に応じて適切に検討・企画するものとするが、以下の(ア)～(カ)の通り取組例を示したため、参考とすること。

《具体的な取組例》

(ア) 都道府県における小中一貫教育を推進するための方針等の策定について

- ・小中一貫教育推進ポリシー（指導助言方針、人事方針、支援施策等）の策定
- ・学校設置者が小中一貫教育を実施する際に参考となるガイドライン・手引き等の策定 など

- (イ) 小中一貫教育を推進するための体制の構築、学校設置者等との連携について
 - ・学校設置者との小中一貫教育推進体制の構築、協議会の開催
 - ・小中一貫教育コーディネーター等を対象とした研修会の実施
 - ・担当指導主事や有識者の派遣による指導・助言 など
- (ウ) 小中一貫教育を推進するための人事上の工夫について
 - ・小・中学校人事における校種間交流を促すための採用・異動の方針（ルール）作りに関する調査研究 など
- (エ) 小中一貫教育を推進するための教員研修について
 - ・小中一貫教育の質の向上のための効果的な教職員研修プログラムの開発
 - ・小・中学校の教員免許状併有促進策の立案・実施
 - ・隣接校種免許の取得促進のための認定講習の運営等に関する調査研究 など
- (オ) 小中一貫教育の成果・課題の把握、情報の収集・分析について
 - ・小中一貫教育の推進に係る大学等研究機関との連携、共同研究の実施
 - ・小中一貫教育の成果・課題把握のための学力・学習状況等の調査
 - ・小中一貫教育の先進的取組事例の収集・分析 など
- (カ) 小中一貫教育を推進のための広報・啓発について
 - ・小中一貫教育の普及に資するフォーラム、研究発表会、研修会の開催
 - ・小中一貫教育に関する啓発資料の作成・配付
 - ・小中一貫教育を行う学校で得られた知見をその他の小学校・中学校における小中連携の高度化に活かすための効果的な取組の研究 など

取組Ⅱ 市町村教育委員会等による小中一貫教育の域内全域での導入に向けた取組

都道府県教育委員会に本事業を委託する場合、都道府県教育委員会は、学校設置者である域内の市町村教育委員会（政令指定都市、特別区教育委員会を含む。）及び学校法人を「協力市町村教育委員会等」に指定し、指定を受けた協力市町村教育委員会等は、小中一貫教育の域内全域での導入に向けた必要な取組を行う。

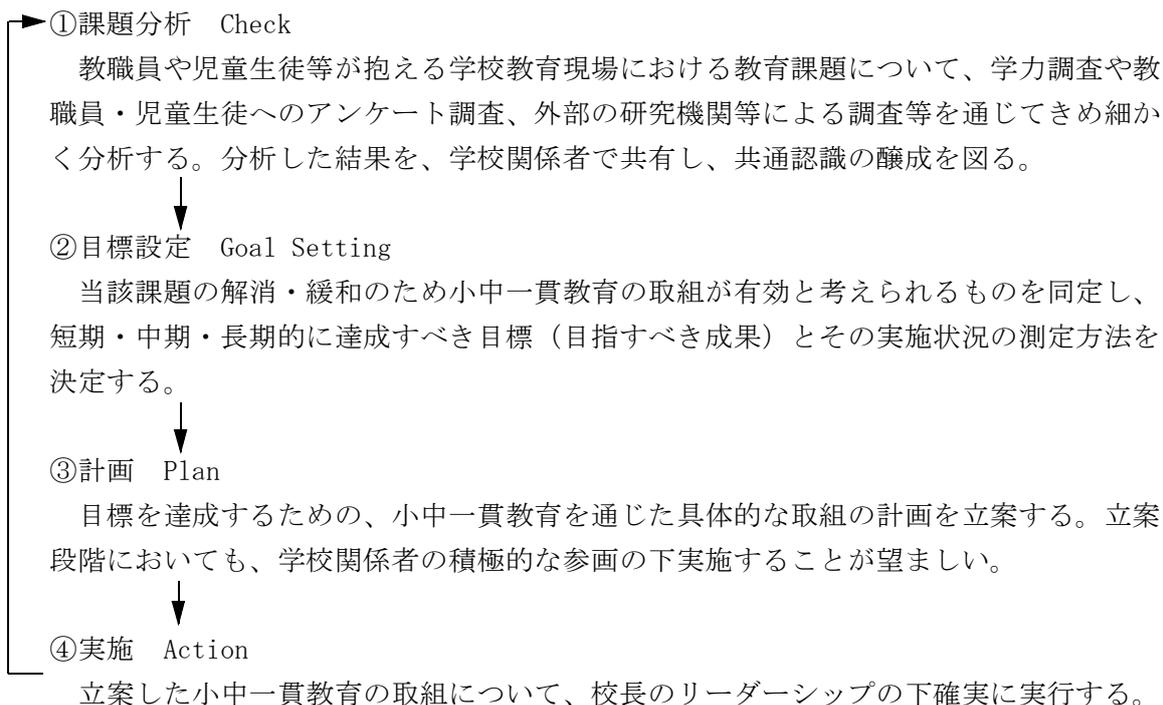
政令指定都市教育委員会に本事業を委託する場合、政令指定都市教育委員会は、小中一貫教育の当該市内全域での導入に向けた必要な取組を行う。

なお、域内全域での導入に向けた取組の過程で一部の地域で小中一貫教育の取組をパイロット的に行うことや、市町村全体としては小中一貫教育を推進し、その成果を広く波及させつつ、一部地域において既存の小学校・中学校の独立性を活かした特色ある取組を行うことは妨げない。

本取組に参画する協力市町村教育委員会等及び学校は、本取組について、以下のマネジメントサイクルを構築して実施するものとする。構築するマネジメントサイクルは、年単位のみならず、1学期・半年単位など、なるべく短期間で改善が図られるようなものとするのが望ましい。その際、教育委員会の一部職員や、教頭・教務主任のみの作業とせず、幅広い関係者が参画・共有しつつ実施されることが望ましい。

また、事業の企画に当たっては、小中一貫教育について学校現場が抱える教育課題を

解決するための手段としてとらえ、教職員の負担感・多忙感が増大しないように配慮しつつ、学校が抱える教育課題について9年間をかけて戦略的に取り組むという視点のもと具体化されていることが重要である。



当該マネジメントサイクルの下、域内全域での導入を目指して行う小中一貫教育の研究の具体的な内容については、各地域の実情に応じて適切に検討・企画するものとするが、以下の（ア）～（カ）の通り取組例を示したため、参考とすること。

《具体的な取組例》

- （ア）域内の学校における小中一貫教育を推進するための方針等の策定について
- ・小中一貫推進計画（全域導入計画、学校配置、分割校解消に向けた通学区域の見直し、小中学校予算の一体的な執行の実現 等）の策定 など
- （イ）小中一貫教育を推進するための体制の構築等について
- ・域内全域での小中一貫教育の計画的導入に資する協議会の開催
 - ・先行実施するモデル校の指定（1～2件）
 - ・小中一貫教育の質の向上のための効果的な教職員研修の実施
 - ・小中一貫教育コーディネーターの活用による学校・教育委員会間の連携強化 など
- （ウ）小中一貫教育を推進するための組織・マネジメント上の取組について
- ・小・中学校の一体的かつ効率的な運営を可能とする校務分掌組織の構築、学校事務の共同実施
 - ・ICT活用による効率的な学校経営を通じた小中一貫教育に伴う教職員の負担軽減
 - ・学校事務職員の学校経営への参画を通じた効率的な学校運営
 - ・コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等との一体的推進による「地域とともにある学校づくり」の推進 など
- （エ）小中一貫教育を推進するための教育課程・指導方法上の取組について
- ・学校設置者による小中一貫カリキュラム試案の作成
 - ・学校における小中一貫した教育課程・年間指導計画・教科系統表の作成、及び、そ

れらを実際の授業実践にまでつなげるカリキュラムマネジメントの徹底

- ・ 9年間を通じて学び方や学習方略を体系的かつ継続的に指導し、主体的学習者を育てるカリキュラムの研究開発（認知心理学等の学術的知見も踏まえた継続的な定着状況のアセスメントなどを含む）
 - ・ 教育課程の特例（指導内容の入替え、前倒し・後送り、独自教科等の設定）を活用する場合における転校生等のための補習等に係る指導方法の開発
 - ・ 小中一貫した計画的・体系的な異学年交流の企画・実施
 - ・ 人間関係や相互評価を固定化させない教育課程上の工夫の研究
 - ・ 小中一貫した教科横断的事項に関するカリキュラム開発（キャリア教育・食育・情報教育など）
 - ・ 小中一貫した生活規律・学習規律スタンダードの作成及び徹底
 - ・ 幼保小一貫教育と小中一貫教育を一体的に実施する具体的な工夫
 - ・ 小・中学校における9年間一貫した特別支援教育のあり方（特別支援学級における指導のあり方、通級指導のあり方、発達障害・学習障害を抱える児童生徒を包摂する通常学級の学習指導・生活指導のあり方、教室等の学習環境のユニバーサルデザイン^①の在り方 等）に関する調査研究
 - ・ 小中一貫教育の特性を活かした、家庭の教育力に過度に依存せずに学力保障を行う特別なカリキュラム・指導方法の研究開発 など
- (オ) 小中一貫教育を推進するための評価方法、成果・課題の把握について
- ・ 小中一貫した学校評価指標・様式の作成、小中一貫教育の成果・課題の可視化方策の研究
 - ・ 小中一貫教育の成果・課題の把握に資する学力・学習状況等の調査
 - ・ 小中一貫教育の成果・課題の把握に資する教職員、児童生徒、保護者等へのアンケートの実施 など
- (カ) 小中一貫教育を推進するための情報の収集・提供、広報・啓発について
- ・ 小中一貫教育の普及に資するフォーラム、研究発表会の開催、参加
 - ・ 小中一貫教育に関する啓発資料の作成・配付 など

3. 委託先（公募対象）

- (1) 委託先（公募対象）は、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会とする。
- 都道府県教育委員会に本事業を委託する場合、都道府県教育委員会は、小中一貫教育の域内全域での導入に向けた取組を行う市町村教育委員会（政令市教育委員会及び特別区教育委員会を含む）及び学校法人を「協力市町村教育委員会等」に指定し、2.Ⅱに係る事業について再委託するとともに、事業全体を主導する。

4. 企画提案者に必要な資格に関する事項

企画提案者については、次の（1）及び（2）の要件を全て満たすこととする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 委託期間

本事業の委託期間は、契約締結日からその日の属する年度の3月14日までとする。

6. 事業期間、事業規模（予算）及び採択数

事業期間：平成28年度～平成30年度

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模：各年度の計画額の上限は、都道府県教育委員会については約465万円（1箇所あたり）、政令指定都市教育委員会については約150万円（1箇所あたり）とする。ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

採 択 数：都道府県3件、政令指定都市1件（予定）

7. 委託の要件等

（1）取組内容の設定

本事業の実施に当たっては、上記2.の《具体的な取組例》を参照の上、各公募対象者において具体的な取組内容を適切に設定する。

なお、取組内容の設定に当たっては、中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（平成26年12月22日）[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1354193.htm]や「小中一貫教育等についての実態調査の結果」[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm]等を参考とすること。

（2）委託を受けた都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会による実施体制の構築

委託を受けた都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会、学校法人、大学・民間企業等研究機関、NPO法人等との適切な協力体制を構築して、取組を実施する。

また、委託を受けた政令指定都市教育委員会は、先行実施するモデル校を指定するなどして、取組を実施する。

（3）有識者の意見の聴取等

委託を受けた都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会及び協力市町村教育委員会等は、事業の企画・実施に当たり、小中一貫教育に関して識見を有する有識者の助言を継続的に受けつつ進めることが望ましい。

（4）文部科学省及び文部科学省が設置する審議会、有識者会議等への報告

委託を受けた都道府県教育委員会、政令都市教育委員会及び協力市町村教育委員会等は、文部科学省及び文部科学省が設置する審議会、有識者会議等の求めに応じ、

事業の実施経過の報告等を行うものとする。

(5) 成果の普及

委託を受けた団体は、実践報告会や、有識者によるシンポジウム等の開催、成果のホームページへの掲載等を通じ、成果の普及に努める。

8. 公募への応募方法等

本事業に応募する者（企画提案者）は、以下の（1）～（5）に従い、文部科学省に企画提案書を提出する。

(1) 提出様式

企画提案書の様式は、**別紙様式 1-1（取組Ⅰ用）**及び**別紙様式 1-2（取組Ⅱ用）**のとおりとする。本様式のほか、取組の内容について補足する資料を添付することは差し支えない。

(2) 企画提案書の提出場所並びに企画競争の内容を示す場所及び問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係

TEL 03-5253-4111（代表）（内線2007）

FAX 03-6734-3177

E-mail syokyo@mext.go.jp

(3) 企画提案書の提出方法

- ① 用紙サイズはA4縦版、横書きを原則とする。
- ② 提出方法は、E-mailにより送信するとともに、紙媒体にて郵送するものとし、直接持参及びFAXによる提出は不可とする。
 - E-mail
 - ・上記（2）のアドレス宛てに送信すること。
 - ・送信メールの件名は「【団体名（例：〇〇県教委）】企画提案書（小中一貫教育推進事業）」とすること。
 - 郵送
 - ・原則として、簡易書留、宅配便等で20部送付すること。

(4) 提出書類

- ①企画提案書（20部〔郵送分〕）
- ②経費積算の根拠資料（旅費、謝金規程の写し等、積算根拠が分かるもの）
- ③企画提案の概要（事業内容の要旨を1枚に要約したもの。様式自由。）
- ④（任意）企画提案書の他に取組内容を補足する資料（分量は精選すること。）

(5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成28年3月1日（火） ※期日までに必着

9. 事業規模（予算）の目安

（1）事業規模（予算）

本事業の事業規模（予算）は、「小中一貫教育推進事業（委託事業）」の予算の範囲内（48,000千円）で決定するが、6. のとおり、都道府県教育委員会については、1箇所につき465万円程度で3箇所、政令指定都市教育委員会については1箇所につき150万円程度で1箇所を目安とする。ただし、都道府県教育委員会において執行する額は180万円程度を上限とし、残りの額は都道府県教育委員会からの再委託により協力市町村教育委員会等において執行するものとする。

なお、事業を行う手法や内容等により特段の必要がある場合は、上記目安を超えても構わない。

（2）委託経費

本事業の実施に要する経費として認めるものは、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、図書購入費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費とする。

10. 選定（審査）方法等

（1）選定方法

文部科学省において選定のための審査委員会を設け、提出された企画提案書にて書類審査を行い、当該審査結果に基づき、委託先を選定する。なお、審査に当たっては、企画提案者に対し、審査に必要な資料の追加提出や対面でのヒアリング等を求める場合がある。

（2）審査の観点

別添1参照

（3）選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての企画提案者に選定結果を通知する。

なお、選定結果の通知に併せ、選定された企画提案者に対し、審査を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。

11. 契約締結

- （1）選定の結果、契約予定者となった企画提案者は、**事業計画書（別紙様式2）**を作成し提出するとともに、事業計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

- (2) 「**小中一貫教育推進事業委託要項**」(平成28年2月2日初等中等教育局長裁定)(別添2)に基づき、委託事業の一部を再委託する場合は、事業計画書(別紙様式2)又は再委託承認申請書(初等中等教育局委託事業事務処理要領 様式第5(別添3))によりあらかじめ文部科学省の承認を受ける必要がある。再委託の承認後、再委託の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託(再々委託)することはできない。

※ 国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12. スケジュール

- (1) 公募締切：平成28年3月1日(火) ※期日までに必着
- (2) 審査：平成28年3月中旬頃
- (3) 契約締結：平成28年4月上旬以降随時
- (4) 契約期間：契約締結日から平成29年3月14日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13. 事業完了の報告等

- (1) 受託者は、事業が完了したとき、廃止、解除又は中止(以下「廃止等」という。)の承認を受けたときは、**事業完了(廃止等)報告書(別紙様式3)**等を作成し、終了した日から10日を経過した日、又は当該年度の3月14日のいずれか早い日までに、帳簿及び支出を証する書類の写しとともに、文部科学省に提出するものとする。
- (2) 本事業の実施に伴い作成した成果物(一貫教育カリキュラム・学習プログラム・学習教材、評価マニュアル・評価指標、研修プログラム・研修教材、人事方針等の関係規程、コーディネーター活用等のノウハウ集、実践報告会・シンポジウム等の報告書、活動事例報告、その他の調査研究成果報告など)を、事業完了(廃止等)報告書に添えて提出すること(紙媒体50部及び電子媒体)。
- (3) 本事業の内容の一部又は全部を、文部科学省のホームページにて公表することを予定している。

14. その他

- (1) その他、本事業の委託に当たっては、「小中一貫教育推進事業委託要項」（平成28年2月2日初等中等教育局長裁定）（別添2）及び初等中等教育局委託事業事務処理要領（平成20年3月28日初等中等教育局長決定）（別添3）によるものとする。
- (2) 事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。

[契約締結にあたり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしく願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・事業計画書（委託事業経費内訳を含む）
- ・再委託に係る委託事業経費内訳
- ・委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行振込依頼書